

厚生省發勅第六九號

昭和二十年三月十日

通令第一〇〇九號
厚生省令第一〇〇九號
關於國民勤勞勸導員令施行ニ關スル件依命通達
據厚生省令第一〇〇九號(昭和二十年三月十日)依命通達

勅府發令宣讀

國民勤勞勸導員令施行ニ關スル件依命通達

今般學校卒業者使用勸導員令、國民徵用令、勞務調整令、國民勤勞報國協力令及女子挺身勤勞令ヲ廢止シ國家總動員法第四條乃至第六條ノ規定ニ依キ國民勤勞勸導員令公布相成候處有テ

一 現下各産業部門ノ勤勞事情ニ對處シ軍動員トシ運轉ヲ勸業シツツ候ニ各産業ヲ通スル綜合的ナル國民勤勞勸導員ノ實ヲ確立スルコト
二 如何ナル事態ニモ迅速且的確ニ對處シ得ル如ク國民勤勞勸導員ノ計画的

運轉ヲ圖ルコト

三 如何ナル事態ニモ克ク對處シ得ル如ク國民勤勞勸導員ノ方式ヲ確立スルコト

一 生産計畫ノ變移、緊急業務ノ完遂等ニ對處シ勤勞ノ積極的配置ヲ強力ニ實施スルコト

二 空襲時ニ對處シ國民勤勞力ノ全的振擡ヲ圖ルコト

三 勤勞行政ノ簡素、迅速、且的確ナル運轉ヲ期スルコト

四 主タル目途トシ以テ國民勤勞力ヲ最高度ニ發揚セントスルモノ有之、本令ノ適用範圍極メテ廣汎ニシテ各方面ニ至大ナル關係ヲ有スルモノナルニ鑑ミ之ヲ周知徹底方ニ付裕致シ御注意相成ルヲ共ニ本制度ノ運轉ニ付テハ別紙「國民勤勞勸導員令事務取扱要領」ニ據リ高遵守ヲ期セラルルニ該致處此依命及通達候

國民勤勞動員令事務取扱要領

第一章 總則

- 一 國民勤勞動員令（以下令ト稱ス）及國民勤勞動員令施行規則（以下規則ト稱ス）ニ關スル事務ノ處理ハ本要領ニ據ルコト
 - 二 關係諸官ハ國民勤勞動員令及關係法規ヲ通曉シ研究シ事務取扱上適當ナキマデニハ勿論本法令ノ趣旨ヲ誤シテ適時適切ニ之ヲ運用スルコト
 - 三 執務ノ態度ハ常に懇切且丁寧ナルニキリ共ニ事務ノ處理ハ迅速且正確ヲ期スルコト
 - 四 秘密保持ニ付特別注意スルコト
 - 五 事業場ノ查察、臨檢等ヲ勤行ニルト共ニ勤勞給與ノ調査把握ヲ務メ官ニ勤勞状況ヲ的確ニ知悉スル如クスルコト
- 第二章 官員及就業ノ確保

一 令第三條規則第二條第三條關係

- (一) 本條ノ指定ハ從業者ノ悉數的徴發ヲ防止シ要スレバ生産事業ノ移ニ即應シタル從業者ノ配付確保ノ旨ナル旨實施ヲ期スルモノナルニシテ尙本條第二項ハ右指定ヲ必要ニ應ジテ迅速且適切ニ之ヲ實施セントスルモノナルコト
- (二) 本條ノ指定ハ通知ハ左ノ如クスルコト
 - 1 本條ノ指定ハ指定スル事業場ノ事業主、指定ヲ受クベキ團體ノ從業者ヲ使用スル事業主ヲ招致シテ直接ニ指定通知書ヲ交付シ之ヲ爲スコト
 - 2 業種又ハ地域ニ依リ包括シテ之ヲ爲ヌ場合ニ於テハ地方長官ハ告示ニ依リ之ヲ指定ヲ爲ヌト共ニ之ヲ周知ニ付適當ナル措置ヲ講ズルコト
 - 3 廳府縣及國民勤勞動員署ハ指定通知書ノ一部ヲ作成シ編綴保管シ置クコト

四 解雇、退職又ハ雇傭關係不存後認可申請ノ處理ハ左ノ如クスルコト

1 規則第二條ノ認可申請ニ關スル處分ハ別記「令第三條ノ解雇退職等ノ認可及令第四條ノ解除基準」ニ據リ之ヲ爲スコト

2 從業者ヨリ提出スル退職又ハ雇傭關係不存後認可申請ニ對シテハ當該關係官衙、廳府縣、事業主ノ意見ヲ徵シタル上處分ヲ爲スコト

3 規則第二條ノ認可申請ニ對スル選擇ハ適宜國民勤勞動員署長ヲシテ爲サシメ國民勤勞動員署長ヲシテ地方長官ノ認可ハ不認可ナリタル旨ヲ申請者ニ通知セシムルコト

二 令第四條規則第四條乃至第七條關係

一 本條ノ指定ハ緊要ナル業務ニ付其ノ基幹的要員ヲ確保セヨトスルモノニシテ本條ニ依ル指定ヲ受ケタル者ハ原則トシテ彼用其ノ他ニ依リ他之ヲ勤ムルコトナラズ

二 本條ノ從業者ハ雇傭從業者ノミナラズ自營業者及家族使用人ヲモ含ムモノナルコト

四 地方長官ハ本條ノ業務ノ指定ヲ爲セントスルトキハ要員指定基準等ニ具シテ厚生大臣ニ稟何スルコト

五 本條ノ指定ハ直接本人ニ對シテ又ハ事業主ヲ通シテ其ノ他適宜ノ方法ヲ以テ通知スルコト

六 廳府縣及國民勤勞動員署ハ指定業務毎々指定從業者名簿ヲ作成シ保管シ置クコト

七 本條ニ基テ認可申請ハ規則第四條及第六條ニ依リ申請者ノ筆跡等ヲ考慮シ適宜ノ理由機密ヲ定ムルコト

八 右經由機密カ國民勤勞動員署ニ非サルトキハ當該業務ノ指導監督ハ國民勤勞動員署長ヲシテ之ヲ爲サシムルコト

九 解除認可申請ノ處理ハ左ノ如クスルコト
1 規則第六條ノ解除認可申請ニ對スル處分ハ別記「令第三條ノ解雇退職等ノ認可及令第四條ノ解除基準」ニ據リ之ヲ爲スコト

2 從業者ヨリ提出スル申請ニ對シテハ當該關係官衙、事業主ノ意見ヲ徵シタル上之ヲ爲スコト

三 台第五條關係

一 本條ノ命令ハ空襲等緊急事態ニ際シ徒ナル恐怖心等ニ基ク規則・早退等ヲ抑制スルト共ニ事態ニ即應シ機警等ヲ爲サシメ以テ且ノ元來ヲ確保スル要アル場合ニ於テ發動スルコト

二 命令ハ緊急事態ニ對シ隊メ發動シ得ルコト 尙事案場ノ

三 隊次等ノ際ニハ一定ノ場所ニ集合スベキコト等ヲモ必要ニ應ジ隊メ

四 命シ得ルコト此ノ場合ニ於テハ從業者ニ對スル其ノ旨ノ周知徹底ニ付遺憾ナキヲ期スルコト

一 空襲下城場死守ハ從業者ノ烈々タル義勇奉公心ニ俟ツベキモノナルヲ以テ本條ノ發動ニ付テハ慎重ナル考慮ノ上之ヲ爲スコト特此ノ際ニ於ケル就業確保ノ實ヲ求ムル爲メ第六十條ヲ活用シ防護施設ノ整備ニ付努メテ之ヲ爲スコト

第三重 勸告項目
第一節 勸告項目準備

一 台第六條規則ハ八條關係

一 本條ハ退避シタル從業者ヲ適宜ニ把握シ勸告能力アルモノヲ悉ク

二 退避シタル目途トスルコト

一 退避ヲ勸行セシムル爲メ必要ニ應ジ台第六十一條ニ基キ關係事業主ヨリ月別ニ退避者ノ氏名、居住場所ノ他必要事項ヲ報告セシムルコト

二 台第三條ノ指定事業場ノ從業者及台第四條ノ地方長官ノ指定スル者ニシテ退避セルモノニ付テハ本條出テ思ラシメザル如クスルコト

三 關係ノ事業主ノ報告ニ基キ退避後ノ居住地方他ノ國民勸告項目等ノ所轄ナルトキハ當該國民勸告項目等ニ連絡通報スベキコト

四 退避又ハ連絡ヲ受ケタル國民勸告項目等ハ退避者ニ付氏名其ノ他必要ナル事項ヲ記載整理シ直クコト

二 台第七條規則第九條乃至第十二條關係

一 地方長官ニ於テ禁止又ハ制限スベキ業種、職種ノ指定ヲ爲サントスルトキハ隊メ厚生大臣ニ稟問スルコト

一 禁止或種從業者ハ規則第十二條ノ事業主及官衙ノ長等ノ報告ヲ
 ニ依キ或種勸業・致用變更等ニ依リ之ヲ緊要部門ニ配置スルコト
 二 同一事業場ニ於テ禁止或種以外ニ使用セントスルトキニ在リテモ
 三 同ノ旨届出テシメタル上石ニ依リ指導スルコト此ノ場合令第五
 十四條ノ命令ヲ活用スルコト
 四 令第八條關係

一 本條ノ届出ハ即自實施計畫ニ基キ特定業種ニ従事スル者・一定地
 域ニ居住スル者又ハ一定年齢等ノ者ニ對シ國民登錄票及世帯票ノ
 記載ニ依リ或種常時要員又ハ或種臨時要員トシテ即自ノ適否ヲ判定
 スルコト充分ナラザル場合ニ於テ之ヲ爲サシムルコト
 二 本届出ハ郵送セシメ又ハ地域毎ニ町内會長等ヲシテ取調メ若ハ職
 業主ニ事業主ヲシテ取調メシムル等簡易ノ方法ヲ以テ爲サシムルコ
 ト
 三 令第九條規則第十三條乃至第十六條關係

一 本條第一項ノ命令ハ國家總務省第六條ニ基キ綜合的即自事務ノ
 爲ニスルモノニシテ必スシモ直ニ費用・補助力・或種命令等ノ發
 切ヲ要請的ニ決定シテ爲スモノニアラザルコト
 二 本條第二項ハ職域地域等ニ付業種的即自セントスル場合ニ於テ
 事業主・團體ノ長等ヨリ即自決定者ノ連名表ヲ致スル必要アルトキ
 三 本條ノ命令ハ總メ令第六條乃至第八條ニ依ル報告補報又ハ届出等
 ニ依リ或種適當ト認メラルル者ニ付之ヲ爲スヲ原則トスルコト
 四 令第十條關係

一 檢査並ニ調査(幹査)ニ當リテハ係官ハ得ニ或種町郷ヲ旨トシ而
 モ根據ニ且ルカ即キコトナキハ勿論・迅速ニ之ガ處理ヲ爲シ出頭セ
 ル者ニ對シテハ出來得ル限り本人ノ業務ノ支障トナラザル如ク行
 スルコト
 二 服務ノ適否ヲ判定スルニ當リテハ私心又ハ情實等ヲ加フルコトヲ
 三 戒ニ戒ムルト共ニ令第十一條ニ依ル即自事務囑託者ヲ立會セシメ舌

用スル如クスルコト

□ 本條第二項ハ適格者ニ付之ヲ特定事業場ニ印自スル迄ノ間住居等ノ異動ヲ届出デシメ以テ的確ナル印自ノ實施ヲ期セントスルモノナリ
ルニ必要ナル範圍ニ止ムルコト

六 第十一條關係

□ 國民勸勞印自官ニハ關係部課長ノ外國勸勞印自署長、地方事務所長、警察署長等階ク高等官ヨリ適任者ヲ選定補職スルコト

□ 國民勸勞印自官ノ行フ事務ノ一部ヲ囑託セシムベキ者ハ地方ノ實情ニ應ジ關係各方面ニ於ケル學識經驗アル者ヨリ選定スルコト

□ 囑託ノ行フ事務ハ公正公平且秘密ヲ要スル事項ナルヲ以テ之ニ充ツル者ノ人選ハ特ニ慎重ヲ期スルコト

□ 國民勸勞印自官ハ囑託ヲシテ令第十四條ノ検査、調査（幹事）ノ條ニ立會意見ヲ具申セシメ之ヲ充分斟酌スベキコト

七 第十二條關係

□ 本條ハ勸勞常時要目ノミナラズ勸勞臨時要目タルモノヲ含メ之カ

如目ヲ臨時迅速ニ實施シ得ル如ク豫メ所要ノ措置ヲ講ジ置クモノナ

□ 右ノ爲勸勞常時要目又ハ勸勞臨時要目ニ付職成府ハ地成毎ニ而シテ町村長、團長ノ長等ニ對シテ勸勞目スベキ從業者數ノ基準、自致等ニ付録メ指示シ又ハ印自豫定者名簿ヲ發シ之ガ出納編成ヲ爲シ置クコト

八 第十三條關係

□ 本條第一項ハ國家總印自法第六條ニ基ク命令ニシテ勸勞印自セラ

ルベキ者ニ付募集等ニ配置前ニ必要ニ應ジ勸勞訓練、勸勞適性検査ヲ爲スモノナルコト

□ 本條第二項ハ事業主ヲシテ勸勞訓練又ハ勸勞適性検査ヲ爲サシムル命令ヲモ爲シ得ルモノナルコト

九 第十四條關係

□ 本條ハ學徒ニ付テハ該條項ニ基ク措置ハ學校長ノ責任ニ於テ之ヲ爲サシムルヲ適當トスルノ趣旨ニ出デタルモノニ付關係部課ヲシテ緊密ナル連絡ヲ保持スルガ如クスルコト

六 令第十五條規則第十七條乃至第二十條關係

一 労働申請（請求）ハ左ノ區分ニ依リ之ヲ爲スコト

二 労働申請ノ割當申請（請求）

一 二以下ノ以外ノ者ヲ雇入又ハ使用セントスル事業主ノ割當申請（請求）ハ右ノ様式第六號ノ一ニ依リ之ヲ爲サシムルコト

二 新規國民學校修了者ノ割當申請（請求）

一 國民學校初等科又ハ高等科（之ニ準ズベキモノヲ含ム）ヲ修了シ若ハ中途退學スル者ヲ雇入レントスル事業主ノ割當申請（請求）ハ同様式第六號ノ二ニ依リ之ヲ爲サシムルコト

三 新規中等學校卒業者ノ割當申請（請求）

一 中等學校（之ニ準ズベキモノヲ含ム）ヲ卒業スル者ヲ雇入レントスル事業主ノ割當申請（請求）ハ同様式第六號ノ三ニ依リ之ヲ爲サシムルコト

四 理科系大學專門學校生徒勤自割當申請（請求）

理科系大學專門學校生徒ノ勤自ヲ受ケントスル事業主ノ割當申請（請求）

一 労働申請（請求）ハ同様式第六號ノ四ニ依リ之ヲ爲サシムルコト

二 労働申請（請求）

一 労働申請（請求）ハ同様式第六號ノ五ニ依リ之ヲ爲サシムルコト

三 指定労働者卒業者ノ割當申請（請求）

一 規則第十八條ノ學生大臣ノ指定スル労働者ノ卒業者ノ割當申請（請求）ハ別ニ定ムル様式ニ依リ之ヲ爲サシムルコト

四 労働申請（請求）ノ期日ハ前項各號ノ區分ニ依リ其ノ都度告示ヲ以テ之ヲ定ムルコト

五 労働申請（請求）ニ對スル割當ハ國民労働勤自者長ヲ經由シテ申請（請求）ヲ爲ニ之ヲ通知スルコト

六 令第十六條規則第二十一條關係

一 本條ハ生産事情ノ安定シ居ル緊要ナル事業場ニ付其ノ都度令第十五條ノ手續ヲ爲スノ煩ヲ避ケントスルノ趣旨ニ出デタルモノニシテ特ニ同條第二項ノ指示ハ労働申請調査等ニ依リ適當ト認ムル場合ニ依リ行

フコト

ロ 本條ノ申請（請求）ニ對スル認可（不認可）ハ國民勤勞勸員署長ヲ經由シテ申請（請求）者ニ之ヲ通知スルコト

十三 令第十七條規則第二十二條乃至第二十四條關係

ロ 協力關係アル事業場トハ視工場、子工場、發註工場、下請工場、製品工場、資材工場、資材技術等ニ付相互ニ融通交應關係アル事業場ヲ謂フモノナルコト

ロ 常分ノ間同一都道府縣内ニ所在スルモノニシテ其ノ協力關係直接且取リナル事業場ニ限ルコト

ロ 申請（請求）ハ協力ヲ受クル事業場ニ於テ所定ノ様式ニ依リ記述シテ之ヲ爲サシムルコト

ロ 規則第十七條又ハ第十八條ニ依リ決定シタル罰則其ノ適用シク不適宜ナル場合ニ於テハ令第五十八條ニ依リ罰則ノ變更又ハ取消ヲ命ズルコト

第二節 雇入及就職

一 令第十八條規則第二十五條乃至第二十九條關係

ロ 勤勞勸員其ノ他ノ罰則等ニ基ク雇入ハ左ニ依ルコトトシ其ノ旨訓等ニ依リ指示スルコト

一 國民學校初等科又ハ高等科（乙ニ準ズベキモノヲ含ム）ヲ終了シ若ハ中途退學シタル後二年ヲ経過セザル者（新規國民學校終了者ト稱ス）ハ令第十九條ノ就職勸奨又ハ國民勤勞勸員署長ノ紹介ニ依ルニ非ザレバ雇入ルルコトヲ得ザルコト

二 三ニ掲グルモノヲ除ク中等學校（乙ニ準ズベキモノヲ含ム）ヲ卒業又ハ中途退學シタル後二年ヲ経過セザル者（新規中等學校卒業者ト稱ス）ハ令第十九條ノ就職勸奨又ハ國民勤勞勸員署長ノ紹介ニ依ルニ非ザレバ雇入ルルコトヲ得ザルコト

二 規則第十八條ノ厚生大臣ノ指定スル學校等科ノ卒業者ニ付テハ前條ノ規定ニ於ケル卒業者ニ限リ雇入レ得ルコト

二 缺員補充ノ基礎トナルベキ員額ノ範圍内ニ於テ雇入ヲ爲スコトヲ

得ベキモノハ規則第十八條ノ厚生大臣ノ指定スル學校學科ノ卒業者
以外ノモノトスルコト 但シ新規國民學校修了者及新規中等學校卒
業者ハ令第十九條ノ就職勸奨又ハ國民勤勞動員署長ノ紹介ニ依ルニ
非ザレバ雇入ルルコトヲ得サルコト

四 本條第一項第三號ノ特定ノ者ノ雇入及就職ノ認可ハ別記「令第十八
條第一項第三號ノ特定ノ者ノ雇入認可基準」ニ據ルコト

三 規則第十八條第一項ノ指定學校卒業者ノ特定認可ハ左ノ場合ヲ除ク
ノ外ハ令第五十八條ニ基キ既割當ノ取消又ハ變更ヲ爲スコトニ依リ需
給ノ調整ヲ爲スコト此ノ場合自管内限りニ於テ處理シ難キトキハ該メ
厚生大臣ニ稟伺スルコト

二 別ニ定ムル期間以外ノ期間ニ於テ新ニ卒業シタル者ノ雇入就職ノ
認可

一 上級學校ニ入學シ中途退學シタル者又ハ家庭事ニ從事セル者改メテ
就職セントスル場合ニ於ケル其ノ者ノ雇入就職ノ場合
本條第一項第三號ノ認可申請ニ對スル處理、適宜國民勤勞動員署長

フシア乙ヲ爲サシメ國民勤勞動員署長ヲシテ地方長官ノ認可（不認可）
アリタル旨ヲ申請者ニ通報セシムルコト 但シ指定學校卒業者ノ特定
認可ハ除クコト

二 令第十九條關係

一 就職勸奨ヲ爲スニ當リテハ令第十條ニ依ル勤勞員資格者ハ勿論其ノ他
以ク勤勞常時委員トシテ勤勞員シ得ルト認メラルル者ニ付之ヲ爲スコト

二 就職勸奨ニ依リ配置スルニ當リテハ本人ノ居住地、年齡、技能經驗、
身附、家庭ノ事情等ヲ斟酌ノ上之ヲ爲スコト

三 就職勸奨ハ令第十八條第一項第一號又ハ第二號ニ依リ割當又ハ認可
ヲ受ケタル事業場ニ付雇入レ得ル員數ノ範圍内ニ於テ要員充足ノ必要
ニ應ジ之ヲ爲スコト

四 就職勸奨ヲ爲シタル場合ニ於テハ日時、就職スベキ事業場、本人氏
名其ノ他諸ヲ設ケタル簿冊ヲ備付ケ本人ニ捺印セシムルコト
令第二十條規則第三十條乃至第三十六條關係

(一) 本條ノ規定命令ハ就總務廳又ハ勸業協力ヲ導引ニ實施スル爲規定セ
 ラレタルモノナルコト
 (二) 本條第一項本文ノ勸業協力の規定ハ就總務廳又ハ勸業協力ヲ爲サシメ
 ントシタル勸業協力の規定ニ付之ヲ爲スル原由トスルコト
 (三) 本條第五十五條ニ依リ女子挺身隊員ニ選定セラレタルモノニ付テハ
 本條第一項第二號ニ依リ任命スルコト
 (四) 本條ノ規定命令ハ後田實所勸業協力の規定ニ對シテハ原由トシア之ヲ爲
 ルコトナク就總務廳ニ課ザサルモノト任命スル必由アルニ付テハ後田ニ
 付テラ爲スコト

三 徵 用
令第二十三條關係

徵用志願者ニ付テハ可及の速ニ志願目的ヲ達成セシムル如ク措置シ給
要由告者ニ付テモ本志願制度ヲ活用スル如ク努ムルコト
令第二十四條 征用第三十七條關係

(一) 征用ハ原則トシテ官衙、指定事業會社（工場）、重要充足會社等
（事業）ノ管理工及ハ令第二十八條ノ厚生大臣ノ指定スル者若ハ
前ニシテ征用ヲ適當ト認メラルモノニ付テハ之ヲ實施スルコト

(二) 新征用ヲ實施スル事業場ニ付テハ現員征用ヲ併セ實施スルコト
事業場ヲ有スル事業主（社長）ノ征用ハ其ノ主タル事業場ノ所在
地ヲ管轄スル地方長官ニ於テ之ヲ行フモノナルコト

(三) 新征用ヲ實施シザル事業場ニシテ新ニ必要アリト認メラルモノ
ノニ付テハ現員征用ノミヲ實施シ得ルコト
新征用並ニ現員征用ハ別ニ定ムルニ付テハ之ニ依リ厚生大臣ニ稟伺
スルコト

(四) 新征用並ニ現員征用ハ別ニ定ムルニ付テハ之ニ依リ厚生大臣ニ稟伺
スルコト

(五) 征用第三十七條第一項第一號ニ依リ地方長官ニ於テ征用ヲ
ル場合ハ自都道府縣内ノ者ニ依リ之ヲ選シ其ノ期間ハ可及の速ニ
トスルコト
令第二十七條第一項ニ依リ地方長官ノ報告スベキ事項ハ左ノ如
トスルコト

- 1. 緊急征用シタル事由
 - 2. 征用人員及征用第三十八條第一項第二號乃至第五號ノ事項
 - 3. 其ノ他必要ナル事項
- 令第二十六條關係

本條ノ關係ニ依ル出動、地域又ハ地域ノ征用等ニ當リ之ヲ活用スル
コト此ノ場合ノ關係ハ本勸務協力ノ場合ノ關係ニ準ジテ之ヲ爲ス
コト

令第二十七條關係
令第二十八條關係
令第二十九條關係
令第三十條關係
令第三十一條關係
令第三十二條關係
令第三十三條關係
令第三十四條關係
令第三十五條關係
令第三十六條關係
令第三十七條關係
令第三十八條關係
令第三十九條關係
令第四十條關係
令第四十一條關係
令第四十二條關係
令第四十三條關係
令第四十四條關係
令第四十五條關係
令第四十六條關係
令第四十七條關係
令第四十八條關係
令第四十九條關係
令第五十條關係
令第五十一條關係
令第五十二條關係
令第五十三條關係
令第五十四條關係
令第五十五條關係
令第五十六條關係
令第五十七條關係
令第五十八條關係
令第五十九條關係
令第六十條關係
令第六十一條關係
令第六十二條關係
令第六十三條關係
令第六十四條關係
令第六十五條關係
令第六十六條關係
令第六十七條關係
令第六十八條關係
令第六十九條關係
令第七十條關係
令第七十一條關係
令第七十二條關係
令第七十三條關係
令第七十四條關係
令第七十五條關係
令第七十六條關係
令第七十七條關係
令第七十八條關係
令第七十九條關係
令第八十條關係
令第八十一條關係
令第八十二條關係
令第八十三條關係
令第八十四條關係
令第八十五條關係
令第八十六條關係
令第八十七條關係
令第八十八條關係
令第八十九條關係
令第九十條關係
令第九十一條關係
令第九十二條關係
令第九十三條關係
令第九十四條關係
令第九十五條關係
令第九十六條關係
令第九十七條關係
令第九十八條關係
令第九十九條關係
令第一百條關係

地方長官ニ進達セシムルコト

□ 任用變更又ハ任用解除ハ初任用者ノ許地ヲ管轄スル地方長官ニ於テ無スコトトシ左ニ依リ之ヲ處理スルコト

○ 現任ノ其内ノ變更ニシテニ都道府縣ニ亙ルモノニ付テハ關係地ニ長官ノ首長ヲ行スルコト

2 任用ノ期間ノ變更ハ其ノ都府指示スルところニ依ルコト

3 任用ノ解除ハ初「任用解除基準」ニ據リ之ヲ行スルコト

□ 初任用者ニシテ初任則四十二條第一號規定者トナリタルモノアリタルトキハ其規定ヲ主ラシテ遂ニ其ノ旨地方長官ニ報告セシムルコト

○ 初任者ニ及ル三號規定者ノ取扱ハ初任規定ムルところニ依ルコト

□ 初任者十三條及四十四條ノ適用ノ方法トハ初任ノ内容ニ依リ地方長官名ニ依ルモノトシテ之ヲ公告スルコト

□ 任用令書、出願書、再令書又ハ任用取消令書ヲ交付シタルトキハ初任用者名簿ヲ作成シ初任用者名簿ニ登録スルコト

□ 任用變更ヲ行ハシタルトキハ任用令書ヲ交付シタル地方長官ハ初任用者名簿ニ登録スルコト

□ 任用解除ヲ行ハシタルトキハ任用令書ヲ交付シタル地方長官ニ通知スルコト

○ 任用變更及任用解除ハ管轄地ニ主ラシテ之ヲ行スルコト

○ 初任用者死亡シタルトキハ其主ラシテ之ヲ行ハシタル地方長官ニ報告セシムベキコト

1 氏名、生年月日

2 任用令書交付者、交付年月日及交付番号

3 死亡ノ年月日及事由

○ 死亡ノ職務持続期間ニ主ガ他ノ法令ノ規定ニ依リ行ハシタル補助

其ノ旨ニキズベキ諸國ノ状況
上 進歩ノ件

第四節 婦學協力

一 三十五條 婦學協力は十七條關係

トナリタルコト右ハ現下ノ婦學協力の實況ニ照シテモナリタルコト
基礎的ニ活用セントスル旨ニ出テタルモノナルコト

二 如学協力ハ在家庭女子ニシテ余暇ヲ利用シテ趣向ヲ興ニ養フ
セシムル爲合ニ於テモ之ヲ活用スルコト

三 如学協力は依リ教育スルニ在リテハ工人ノ昇進・生活・福祉
等・多岐・家庭ノ経済等ヲ斟酌ノ上之ヲ爲スコト

四 如学協力は十八條ニ依リ婦學協力は其ノ旨ニ照シテモナリタルコト
女子ニ對シテハ教育ノ施設ニ其ノ努力ヲ爲スルモノニ付
テ・如学協力は之ニシムルニ必キタル事ナリ

第五節 女子挺身隊

五 如学協力は其ノ旨ニ照シテモナリタルコト
ルト共ニ進歩ノ爲ニ必要ナル事ヲ如学協力は其ノ力ヲ盡スルコト

六 女子挺身隊ノ組合ヲ除キ如学協力は其ノ旨ニ照シテモナリタルコト
其ノ爲スベキ事ヲ進歩シタルトキハ之ヲシテ其ノ旨ニ照シタルコト

七 如学協力は其ノ旨ニ照シテモナリタルコト
力ヲ盡シテ其ノ旨ニ照シタルコト

八 如学協力は其ノ旨ニ照シテモナリタルコト

九 如学協力は其ノ旨ニ照シテモナリタルコト

（一） 規則第五十四條ニ基キ特別ノ必要アル場合ニ於テ勸奨費臨時要員タル勸奨協力ノ期間ノ延長ヲ爲サントスルトキハ該メ厚生大臣ニ稟伺スルコト

（二） 本令ハ従前ノ勸奨費ニ關スル措置ニ付法的相違ヲ規定シタルモノナルコト

（三） 令第五十五條規則第六十條關係

（四） 本令ハ勸奨費ヲ關シテ加スル條ヲ一宗相稱以テノ事ニ關シテ勸奨費臨時要員ヲ常備セシムルヲ主眼トスルモノナルコト

（五） 勸奨費臨時要員ニ當リテハ該メ當否を問ニ於テ具體的ナル打合せヲ爲サシメ受入レニ付適當ナキヲ却セシムルコト

（六） 令第五十三條規則第六十六條第六十七條關係

（七） 本令ハ勸奨費ニ付規則第六十六條ニ規定スル相違ニ於テハ勸奨費ニ付用又ハ勸奨協力ノ變更ヲ爲サシメントスル趣旨ナルコト

（八） 令第十五條ノ申請ニ基クテ勸奨費ノ決定ニ當リテハ本條ニ依リ轉換從業行商ヲ考慮シ要スレバ令第五十八條ニ依リ勸奨費ノ變更スルコト

（九） 規則第六十六條ニ依リ配當轉換ヲ受ケタル場ニ對シテハ配當轉換完了後其ノ所轄地方長官ニ其ノ旨報告セシムルコト 尚配當轉換要員ノ前勤務商ガ他都道府縣ナル場合ニ於テハ其ノ所屬ノ所轄地方長官ニ對シテモ報告セシムルコト

（十） 本令ハ主要食糧ノ確保ノ緊要性ニ鑑ミ工業等ノ從事者ヲ臨時動員セントスルモノニシテ本條ノ措置ヲ爲ス場合ニ於テハ食糧生産關係官等ト緊密ナル連絡ノ上之ガ時期及期間等ヲ充分考慮スルコト

（十一） 本令ノ地方長官トハ當該從業行商ノ從事スル事現場ノ所轄地方長官トスルモノナルコト

別記

徴用解除基準

- 一 出征ノ際ニ於テ行フ身命検査ノ結果即日歸郷セシムルヲ必要トスル場合
- 二 徴メ事業主ノ承認ヲ受ケ一般上級學校又ハ官公立各種養成施設ニ入學文ハ入所シタル場合
- 三 傷病疾病ニ因リ作業ヲ繼續シ得ザルニ至リタル日ヨリ六月間ヲ経過シタル場合
- 四 徴用セラレタル當時ト著シク家庭ノ事情ヲ異ニスルニ至リ特ニ徴用解除ヲ必要トスル場合
- 五 官設配屬官衙ニ於テ官吏トシテ任用セラレタル場合
- 六 機構改革、事業ノ休廢止等已ムヲ得ザル事由ニ依リ他ニ轉勤セシムル場合
- 七 特殊技能ヲ有スル者ニシテ情勢ノ變化ニ伴ヒ徴用効勞ニ従事セシムルヨリ徴用前ノ原職ニ復歸セシムルヲ特ニ必要ト認メラルル場合
- 八 性行不良ニシテ總動員業務ニ従事セシムルヲ著シク不適當ト認メラルル場合
- 九 女子従業者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該当スルニ至リ特ニ解除ヲ必要ト認メラルル場合

- 一 家庭生活ノ根軸タル者
- 二 子女養育ノ爲特ニ必要ト認メラルル者
- 三 其ノ他女子ノ特性ニ鑑ミ特ニ必要ト認メラルル者

刑記

令第三條ノ解雇・退職等認可及令第四條ノ解除基準

一 公三條ノ從業者ノ解雇及退職又ハ令第四條ノ解除ハ左ノ基準ニ據ルコト

一 傷疾疾病等ニ因リ作業能力低下シタルニ因リ引續キ從業セシムルコト

者シク困難ト爲リタル場合

二 勤勞管理不良ニシテ引續キ從業セシムルコト者シク不適當ト認めラレ

ル場合

三 從業ノ目的タル事業ノ縮少具ノ他ノ學田ニ因リ其ノ從業者ヲ必要トセ

ザルニ至リタル場合

四 在行不良ニシテ引續キ從業セシムルコト者シク不適當ト認めラレ

ル場合

五 女子從業者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當シ引續キ從業スルコト困難ナル

場合

一 家庭生活ノ根柢タルニ至リタル者

二 子女養育ノ爲必要ト認めラレタル者

三 妊娠・出産等其ノ間女子ノ特性ニ適シ難キ必要ト認めラレタル者

尚令第四條ノ解除ハ右各號ノ一ニ該當スル場合ノ他入管廳等其ノ他解

除スルヲ適當ト認めラレタル場合ニ之ヲ爲スコト

別記

令第十八條第一項第三號ノ特定ノ者ノ雇入認可基準

一、令第十五條ノ申請（請求）ニ依リ割當ヲ受ケタル事業場ニ對シテハ
原則トシテ認可セザルコト

ニ、右以外ノ場合ニ在リテハ左ノ場合ニ認可スルコト

イ、其ノ者ヲ使用スルニ非サレバ事業ヲ繼續スルコト困難ニ至ル場合
ロ、其ノ者ガ其ノ職業ニ従事スルニ非サレバ生計ヲ維持シ難キ場合
ハ、其ノ者ノ特殊技能ニ鑑ミ當該事業ニ従事セシムルコト特ニ適切ト

認メラルル場合

ニ、家事使用人ニ付テハ其ノ者ヲ雇入レントスル者ノ家庭ノ事情ニ應
ジ必要ト認メラルル場合